



秋田県公報

目次

告示

生活保護法による医療機関の指定(七七七・福祉政策課)
 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(七七八・福祉政策課)
 大規模小売店舗の変更に關し述べた意見(七七九・商工業振興課)
 道路の供用開始(七八〇・道路環境課)

告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定(七八一・砂防課)
 平成十四年度准看護師試験の実施(七八二・医務薬事課)
 公告
 平成十四年度砂利採取業務主任者試験の合格者(河川課)
 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)
 県有財産の売却に係る一般競争入札の実施(教育庁総務課)

秋田県告示第七七七七号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十四年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
岩館診療所	瀨川泰彦	山本郡八森町字岩館向台百十五番地二	内科 循環器科、消化器科	平成十四年十月一日
生和堂医院	長 医療法人康晴会 理事	仙北郡西仙北町刈和野字清光院後十五番地二	内科、小児科、呼吸器科	平成十四年十月一日
旭川歯科クリニック	長 医療法人陽明会 理事	横手市旭川二丁目三番三十一号	歯科	平成十四年十月一日
医療法人歯優会 嶋田歯科医院	医療法人歯優会 嶋田 歯科医院 理事長	山本郡山本町森岳字小狭間百五十五番地	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成十四年十月一日
石田薬局	石田 良太郎	横手市本町七番三十号	調剤薬局	平成十四年十月一日

下田薬局	下田 孝雄	横手市四日町一番二号	調剤薬局	平成十四年十月一日
皆川薬局	有限会社皆川薬局 表取締役 代	山本郡峰浜村水沢字稻荷堂後百二十番地六	調剤薬局	平成十四年十月一日

秋田県告示第七百七十八号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
平成十四年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
旭川歯科クリニック	和賀 正明	横手市旭川二丁目三番三十一号	平成十四年九月三十日
石田薬局	石田 テイ子	横手市本町七番三十号	平成十四年九月三十日
八森町岩館診療所	八森町長	山本郡八森町字岩館向台百十五番地二	平成十四年九月三十日
八森町八森診療所	八森町長	山本郡八森町字八森二十番地	平成十四年九月三十日
皆川薬局	皆川 鉄治	山本郡峰浜村水沢字稻荷堂後百二十番地六	平成十四年九月三十日

秋田県告示第七百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田県知事 寺田典城

- タカヤナギ元清水店
湯沢市元清水二百七番一
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十四年十一月十一日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 湯沢市役所 商工観光課
 縦覧期間
 平成十四年十一月十九日から同年十二月十九日まで

秋田県告示第七百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十一月十九日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	寺内新屋雄和線	秋田市豊岩豊巻字内縄尻五番一地先から豊岩小山字中山二二四番三まで

二 供用開始の期日 平成十四年十一月二十日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十一月十九日から同年十二月二日まで

秋田県告示第七百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十四年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

区域名	区市町村 大字	地番
	区	
内田2	山本郡八竜町鶴川字内田	一五番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、一八番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一八番二の一部（次の図に示す部分に限る。）及び水

山本郡八竜町鶴川字館の上

路敷（次の図に示す部分に限る。）
 一番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、四番の一部（次の図に示す部分に限る。）、五番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、五番二、五番三、五番四、五番五、五番六の一部（次の図に示す部分に限る。）、六番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、六番二の一部（次の図に示す部分に限る。）、六番三の一部（次の図に示す部分に限る。）、六番四の一部（次の図に示す部分に限る。）、七番の一部（次の図に示す部分に限る。）、七番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、及び道路敷（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第七百八十二号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、次のとおり平成十四年度准看護師試験を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 試験の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十五年二月十六日（日）午前九時三十分から午後〇時十分まで
 - (二) 場所 秋田市下北手桜字守沢四十六番一号 秋田経済法科大学
- 二 試験科目
 - 解剖生理 栄養 薬理 病理 微生物 保健医療 関係法規 精神保健 基礎看護

護(看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老人看護 母子看護
 三 受験資格
 保健師助産師看護師法第二十二各号のいずれかに該当する者
 四 受験申込みに必要な書類
 受験願書

(二)(一) 受験資格を有することを証する書類
 保健師助産師看護師法施行規則第二十七条各号に掲げる書類

(四)(三) 履歴書
 写真

出願前六月以内に脱帽で正面から撮影した縦四センチメートル横三センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの 二枚

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間
 平成十四年十一月二十日(水)から平成十四年十二月十三日(金)まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部医務薬事課

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

平成十四年十二月十一日(水)から同月十三日(金)までの午前九時から午後五時まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部医務薬事課

七 受験手数料

(一) 額
 六千九百円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十五年三月十一日(火)午前九時に秋田県庁正面公告板に掲示する。

九 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

十 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課(電話〇一八 八六〇 一四〇六)

公 告

平成十四年十一月八日に実施した平成十四年度砂利採取業務主任者試験に次の者が合格したので、公示する。
 平成十四年十一月十九日

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
一	田村 明美	三	金子 裕樹
七	佐藤 敬文	九	太田 隆範
二	小川 英弘	一三	戸部 政広
一九	古田 重勝	二〇	佐藤 直樹
二一	松永 啓一	二二	鈴木 純
二三	菊地 朋浩	二四	東海林 雅人
二五	渡辺 光	二六	齋藤 進
二七	須田 聡明	二八	伊藤 茂
二九	上野 竜子	三〇	三輪 実
三二	大信田 弘喜	三五	守屋 良道
三九	高橋 和	四〇	伊藤 雅文
四一	伊藤 英樹	四二	伊藤 博之
四六	小松 泉	四七	佐藤 福志

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。
 平成十四年十一月十九日

秋田県知事 寺田 典城

(一) 落札に係る物品の名称及び数量
 婦人検診車 一台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日
 平成十四年十月十一日

(四) 落札者の名称及び住所
 株式会社大塚商店

- (五) 秋田市保戸野中町一番十七号
落札金額
三千九百二十七万円
契約の相手方を決定した手続
- (六) 一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年八月二十七日
- (二) 落札に係る物品の名称及び数量
循環器検診車 一台
- (三) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年十月十一日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社大塚商店
秋田市保戸野中町一番十七号
落札金額
三千八万二千五百円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
- (六) 一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年八月二十七日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
胃部撮影検診車 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年十月十一日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社大塚商店
秋田市保戸野中町一番十七号
落札金額
五千九百十八万八千五百円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
- (六) 一般競争入札

- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年八月二十七日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
ナノ加工用イオンビームエッチング装置 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年十月十一日
- (三) 落札者の名称及び住所
セイコーインスツルメンツ株式会社
千葉市美浜区中瀬一丁目八番
落札金額
五千六百四万九千円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
- (六) 一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年八月二十七日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 七十台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年九月十九日
- (三) 落札者の名称及び住所
株式会社渡敬秋田支店
秋田市卸町三丁目五番一号
落札金額
千六万九千五百円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
- (六) 一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年八月二十日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
小型四輪貨物自動車 八台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十四年十月十八日

(四) 落札者の名称及び住所

秋田日産自動車株式会社

秋田市八橋鮎沼町一番五十九号

(五) 落札金額

千八万円

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十四年九月六日

県有財産の売却について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

船舶の売却処分

(二)(一) 売却する船舶の様式書等

(1) 名称 漁船(旧小型実習船「眞山丸」) (船舶番号第二一一一三五〇三)

(2) 船質 強化プラスチック(FRP)

(3) 総トン数 一九・〇八トン

二 契約条項を示す場所及び日時

契約条項は、次の場所及び期間において閲覧に供する。

(二)(一) 閲覧場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県教育庁高校教育課

(二)(二) 閲覧期間 平成十四年十一月十九日(火)から同年十二月十六日(月)まで
(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後五時まで)

三 入札執行の場所及び日時

(二)(一) 入札場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県第二庁舎七階教育委員室

(二)(二) 入札日時 平成十四年十二月十八日(水)午後一時

四 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に、入札金額の百分の五以上の額の入札保証金を納付するものとする。ただし、次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(一) 銀行振出小切手

銀行保証小切手

(二) 国債(額面金額による。)

(三) 秋田県債(額面金額による。)

(四) 郵便振替貯金払出証書

(五) 郵便為替証書

(六) 契約保証金に関する事項

契約する者は、入札後五日以内に、契約金額の百分の十以上の額の契約保証金を納付するものとする。ただし、四(一)から四(六)までに掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

六 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定による。

七 物件係留場所に関する事項

物件係留場所 秋田県男鹿市船川港岸壁二M八五物揚場

八 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(二) 郵便により提出された入札書は受理しない。

(三) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。また、代理人は、この入札において二人以上の代理人となることはできない。

(四) 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(五) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(六) 落札者の決定は、予定価格以上の価格で最高価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上ある場合は、

くじにより決定する。

(七) 入札は三回までとし、落札者がないときは、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第六号の規定に基づき随意契約を実施する場合がある。

(八) 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(九) 入札保証金及び契約保証金には、利子を付さない。

(十) 入札に参加する者は、入札当日印鑑を持参するほか、個人の場合は住民票抄本

九

及び身分証明（本籍地の市町村長が発行するもの）、法人の場合は法人登記簿謄本及び定款を提出すること。

本件に関する問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五八〇 秋田市山王三丁目一番二号

秋田県教育庁高校教育課（電話番号〇一八 八六〇 五二六一）

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄